

事務事業名	短期入所（ショートステイ）事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法、同施行規則（市規則）、真岡市障害児福祉サービス利用者負担金助成事業実施要綱						☒ 単年度繰返（開始年度 平成18 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費	☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
事業概要	在宅の障がい児・者を対象として、介護をする人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行う。 利用者は、サービス料の1割を負担する（事業所へ支払う）。 国県負担金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 申請を受けて、障がい児・者の身体状況を調査し、障害支援区分審査会で障害支援区分及び認定期間を認定する。障害支援区分等と勘案事項を基に支給期間・支給量・利用者負担額を決定する。受給者証の交付を受け利用者が事業所と契約してサービスを開始する。 2年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
	ア 事業申請者数	人	53	50	57	52	57	
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 身障・療育・精神手帳所持者、特定疾患者（一般）	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
	ア 身障・療育・精神手帳所持者	人	3,737	3,859	3,850	3,909	3,987	
	イ 特定疾患者（一般）	人	439	474	431	459	480	
	ウ							
	エ							
	オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 在宅の障がい児・者が、夜間も含め施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を受けられるようにする。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
	ア 事業利用者数	人	53	50	57	52	57	
	イ 延べ利用日数	日	1,514	1,575	1,647	1,540	1,688	
	ウ							
	エ							
	オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 障がい児・者の自立と社会参加を支援する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	
	ア 支援を受けて社会参加を図った障がい児・者の割合	%	100	100	100	100	100	
	イ							
	ウ							
	エ							
	オ							

(2) 総事業費の推移				単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	6,126	5,894	8,127	8,390	8,550
			県支出金	千円	3,063	2,947	4,063	4,195	4,275
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	3,063	2,947	4,065	4,195	4,275
			事業費計（A）	千円	12,252	11,788	16,255	16,780	17,100
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	262	262	262	262	262
			人件費計（B）	千円	1,088	1,087	1,092	1,059	1,059
			トータルコスト(A)+(B)	千円	13,340	12,875	17,347	17,839	18,159

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	平成18年10月から、障害者自立支援法に基づく介護給付の1つのサービスとして実施することとなった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成21年10月から、市の要綱により、障がい児の保護者の自己負担が無料となった。 平成22年4月から、障害者自立支援法の一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成26年4月から、「障害程度区分」が「障害支援区分」となった。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	